

監査公告第7号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した総務部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年10月30日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

総務部定期監査結果報告

第1 監査期間

平成30年9月10日から平成30年10月9日まで

第2 監査の対象

秘書課、総務課、防災対策課、財政課、工事検査室、企画課、会計課

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。(事情聴取の主な項目は別紙のとおり)

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

総務部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 財政課、工事検査室

- ・ 公用マイクロバスについて
- ・ 法定外公共物について
- ・ 財政調整基金について
- ・ 重点事業推進基金について
- ・ 使用料・手数料の見直しについて
- ・ 昨年度の監査意見書の対応について

2. 総務課

- ・ 臨時・非常勤職員任用制度の改正について
- ・ 職員採用候補者面接について
- ・ R P Aによる時間外勤務計算業務について

3. 企画課

- ・ 公共施設の適正な維持管理について
- ・ オープンデータの充実について
- ・ 指定管理者制度における自主事業の認定基準について
- ・ 指定管理施設における除雪費用の対応について

4. 防災対策課

- ・ 防災行政無線（移動系）整備について
- ・ 防災倉庫の備蓄品について

※ 秘書課、会計課は特になし